

神奈川県立公文書館所蔵郡役所文書の 伝来過程に関する一考察

資料課 関根 豊

1 はじめに

本稿は、神奈川県立公文書館（以下「当館」という。）所蔵の旧郡役所の文書（以下「郡役所文書」という。）が現在の態様を取るに至った歴史的経緯について、その一端を明らかにするものである⁽¹⁾。

明治11(1878)年の郡区町村編制法により誕生した郡役所は、大正15(1926)年の廃止まで、約50年にわたって県と町村の間にあつて町村の指導監督などにあたった。この約半世紀の間には一定量の文書の蓄積があつたはずであるが、本県域の郡役所文書のうち、当館に伝存しているのは令和2(2020)年2月現在で187点にとどまる。郡役所が廃止された後、その文書がどのような過程を経て現在に受け継がれ、あるいは受け継がれなかったのか。以下では、郡役所の廃止から、郡役所文書が県史編集室に引き継がれるまでを対象として、この点の解明を試みる。

郡役所文書に関する研究は、文書の伝存量自体が乏しいこともあり、府県庁文書に比べて大幅に遅れていたが、2000年代以降、丑木幸男による一連の研究をはじめとして急速に研究の進展をみせる⁽²⁾。とりわけ、府県への引継過程や保存・廃棄の実態を明らかにしたものが多く発表され、事例の蓄積が進んだ⁽³⁾。このほか、郡役所の職務分課の変遷を整理したもの⁽⁴⁾、郡役所における文書管理制度の構築過程や文書管理の実態に迫ったものや⁽⁵⁾、郡役所が発行した広報媒体である「郡報」やその所蔵書籍等について検討したものなどがあり⁽⁶⁾、郡役所の文書や記録に関する研究は一定の深化と広がりを見せてきた。

しかしながら、神奈川県内の郡役所文書に関する研究は、当館職員であつた石倉光男の業績に限られているのが現状である⁽⁷⁾。石倉論考は郡役所における文書管理制度等の概要を紹介するとともに、郡役所文書を利用する上で有用な情報をまとめたものであるが、郡役所廃止後の文書の来歴については、具体的には不明であり、県の文書主管課で保管されてきたものが県史編集室に引き継がれて当館に至つたとしている⁽⁸⁾。所蔵資料の基本情報として、文書群がどのような経過をたどって伝来し、どういった歴史的背景の中で残り、あるいは失われたのかについて、もう少し踏み込んで検討し、その性格や位置づけを

神奈川県立公文書館所蔵郡役所文書の伝来過程に関する一考察

伝来過程の面からも明らかにしておく必要があるだろう。

本稿では以上の問題意識に基づいて行論を進めていく。はじめに、郡役所廃止後の昭和10年代に行われた一連の郡役所倉庫保管文書の整理について検討を加える。続いて、昭和30年代から40年代にかけて行われた、文書管理の改善に係る取組みを背景として、県庁書庫に保存されていた郡役所文書が改めて整理の対象となり、それが県史編集室へ引き継がれる過程について述べる。これらの検討を通して、当館に伝存している郡役所文書の文書群としての位置づけを明らかにするとともに、本県の公文書管理の歴史の一端に触れていきたい。

本論に入る前に、当館に伝存している郡役所文書の概要について簡単に紹介する。令和2年2月現在、当館に伝存している郡役所文書は187点である⁽⁹⁾。これらの文書は来館により実物の閲覧が可能のほか、当館の収蔵資料検索システム⁽¹⁰⁾や「神奈川デジタルアーカイブ」⁽¹¹⁾において、閲覧制限情報を含む一部の文書を除き、インターネット上での閲覧が可能である。

2 郡役所廃止後の文書整理と県への引継ぎ

(1) 郡役所廃止前後の状況

大正15(1926)年6月末日をもって、郡役所は廃止となった。これに先立つ大正12年4月に郡制は廃止され、郡は自治体としての機能を喪失していたが、その後も地方官庁としての郡役所は存続し、この日に至っていた。

郡役所廃止直後における県下の郡役所文書の取扱いについては、記録がなく、詳細は不明である。ただし、当時の新聞には、「多数の郡保管の文書類は後日振り分けて県に保管を要するもの、町村に渡すべきものもあるとの事で、其他は廃棄されるのである」と、県や町村へ引継ぎを行い、それ以外の残存文書を廃棄する予定であることが報じられている⁽¹²⁾。また、郡役所廃止に係る事務打合せ会が開催され、各郡役所の事務担当者が県庁に召集されている⁽¹³⁾。6月28日に行われたこの打合せでは、「文書の処理未済に関する件」、「郡長処理に属する土地建物備品消耗品図書契約書保険書及保存文書簿冊並に現金に関する件」など、「数十余件につき協議」され、事務の引継ぎと合わせて、郡役所文書の引継ぎについても県から何らかの指示があったとみられる⁽¹⁴⁾。こうしたことから、他府県の事例と同様、本県でも郡役所廃止直後に県をはじめとした他機関への文書引継が行われたと考えるのが自然であろう⁽¹⁵⁾。

郡役所廃止の一方で、その庁舎は廃止後も県有財産として引き続き行政目的に利用されることとなっていた。郡役所廃止前後の各種措置に関する内務省地方局長からの照会（大正15年9月7日付）に対する内務部庶務課の回答起案文書（同年9月15日起案）によれば、県としては郡役所庁舎を引き続き有効活用しようと考えていたことが読み取れる⁽¹⁶⁾。行政組織としての郡役所は廃止されたが、引き続き郡域を単位とした行政需要が見込まれたため、県の出先機関や各種団体等が入居する庁舎として郡役所庁舎は存置されることとなった。

（2）昭和10年代における郡役所倉庫保管文書の整理

記録上、郡役所文書に関するその後の県の対応が確認できるのは、郡役所廃止から10年以上が経過してからのことである。昭和11(1936)年3月、旧郡役所倉庫内に保管されていた文書等の不用決定がなされた（3月11日庶第186号）。ただし、この文書自体は現存しておらず、後年に作成された文書にその根拠として年月日と文書番号が記載されているのみであり、残念ながらその内容は確認できない⁽¹⁷⁾。

この不用決定後には、要望があれば随時文書の再利用を図っていた形跡が確認できる。昭和11年10月には知事官房記録係が県公報75冊を中郡役所庁舎から引き上げている⁽¹⁸⁾。また、高座郡役所保管文書についても、学事回議録1冊⁽¹⁹⁾と明治15年度から大正11年度にかけての郡役所文書台帳75冊の払下げについて⁽²⁰⁾、「本校前身タル耕余塾及大羽学校並ニ明治尋常高等小学校ニ関係スル記事有之候、就テハ該書類ハ本校及地方教育資料ニ致度」という理由で地元藤沢第二尋常小学校校長から知事宛の無償払下願が提出されたことに伴い⁽²¹⁾、それぞれ昭和14年1月と昭和15年1月の二度にわたりこれに応じている。

上述の不用決定から3年後の昭和14年、高座郡・中郡・足柄上郡・三浦郡の4郡役所倉庫の文書からその整理が開始された。この時の整理に関する記録「元郡役所書類払下処分ニ付伺」（同年6月23日起案、同年8月18日決裁）には、上記4郡の倉庫に保管されている文書の件名や年、冊数等を郡役所別に記載した目録が添付され、前述の通り不用決定は済んでいるものの、「其ノ万全ヲ期スル意味ニ於テ、将来保存ヲ要スル向ニ関シテハ目録欄外ニ要保存ト御記入捺印相成度、其ノ結果ニ基キ払下処分方相成様致度」と、各課で保存すべき文書がないか、多数の本庁所属への合議により最終確認が行われた⁽²²⁾。この各課への確認の結果、4郡合計で409冊が要保存とされ、6,765冊が不用品として11月30日に会計課長へ引き継がれた⁽²³⁾。他方、各課が保存を希望した文書については、各課におい

神奈川県立公文書館所蔵郡役所文書の伝来過程に関する一考察

て12月10日までに引取りを行うこととされた⁽²⁴⁾。

このように、昭和14年の時点で、廃止された郡役所の倉庫には相当数の文書が保管されたままの状態であった。これら文書の最終的な処分にあたっては、庶務課において文書件名等を調査した上で目録作成を行い、それを関係各課が確認し、保存を希望した文書は各課で引き上げを行い、その残余文書は庶務課から会計課に引き継がれて処分されるという流れをたどった⁽²⁵⁾。

翌昭和15年5月には、鎌倉郡・愛甲郡・都筑郡・橘樹郡の4郡役所文書の関係各課への確認作業が行われた⁽²⁶⁾。この結果、地方課が希望した11冊のみが保存となり⁽²⁷⁾、同年9月に4,665冊が会計課長へと引き継がれた⁽²⁸⁾。なお、この年の1月には、横浜市域の拡大に伴い、鎌倉郡役所及び都筑郡役所庁舎の横浜市への無償譲渡が決定しており、倉庫保管文書もこのタイミングで整理が行われる必要があった⁽²⁹⁾。

津久井郡役所倉庫の文書についても、昭和17年1月に各課への確認が行われた。この結果、同郡役所文書は、85冊が要保存とされ、翌2月に1,559冊が会計課長へ引き継がれた⁽³⁰⁾。同郡役所文書の整理は急いで行われたものとみられ、「至急」の印が押されているほか、各課への確認に係る起案文書「元郡役所書類払下処分ニ付伺」の回議が同年1月31日に開始されたにもかかわらず、会計課への引継ぎはそれからわずか3週間足らずの間に行われている⁽³¹⁾。この背景には、同年7月の地方事務所の設置が関係しているものと思われる⁽³²⁾。旧津久井郡役所庁舎をはじめとして、多くの郡役所庁舎が、郡域に相当する地域を管轄する地方事務所庁舎として活用されることとなる。

以上3回に渡る9郡役所の文書整理作業の結果をまとめたのが表1である。一連の整理の結果、倉庫保管文書の約96%、約13,000冊が廃棄となった。保存されることとなった文書は合計で500冊余りであり、郡別に見ると昭和15年に整理を行った鎌倉郡役所等4郡が著しく少なく、大きな偏りがある。文書を引き継いだ所属別に見ると、回議を受けた所属は多数に上るが、保存を希望する所属は一部にとどまった。郡が保有していた情報が業務遂行に必要不可欠となる所属や、郡役所が担っていた機能を引き継ぐこととなった所属が、郡役所の文書に価値を見出したものとみられる。

それでは、この一連の整理作業の結果、県庁各課へ引き継がれた郡役所文書はどのような文書から構成されているのだろうか。以下の表2は、この時に要保存として引き継がれた文書の名称・年及び冊数等を一覧にし、最右列には当館伝存の郡役所文書と名称・年に一致がみられるか突合した結果を示したものである。

表1 昭和10年代における郡役所倉庫保管文書の整理作業結果 (単位：冊)

郡役所名	引継実施年	保管冊数	要保存冊数	要保存文書引継先・冊数						会計課への引継冊数(廃棄冊数)
				知事官房	総務部人事課	総務部庶務課	総務部地方課	土木部経理課	土木部道路課	
高座	昭和14 (1939)	1,295	126	20	—	9	82	15	—	1,169
中		1,745	84	—	—	27	2	55	—	1,661
足柄上		1,420	20	—	4	6	10	—	—	1,400
三浦		2,714	179	—	49	18	61	51	—	2,535
鎌倉	昭和15 (1940)	891	1	—	—	—	1	—	—	890
愛甲		579	0	—	—	—	—	—	—	579
都筑		1,153	9	—	—	—	9	—	—	1,144
橘樹		2,053	1	—	—	—	1	—	—	2,052
津久井	昭和17 (1942)	1,644	85	—	—	—	3	42	40	1,559
合計		13,494	505	20	53	60	169	163	40	12,989
		100.00%	3.74%							96.26%

※ 高座郡役所の会計課への引継冊数は、「元郡役所倉庫内保管書類引継ノ件」(十四庶第354号)によれば、高座郡役所の引継冊数として「召集事務書類外1,093冊、168冊」と見え消しで記載されており、実際の引継冊数は1,094冊とも考えられるが、添付されている計算用のメモや後年の資料には抹消前の冊数で記載されているため、ここでは1,169冊とした。

※ 昭和15(1940)年に引継ぎを行った鎌倉郡等4郡役所分の保管冊数は、要保存冊数と会計課への引継冊数を合算して算出した。

※ 引継所属未記載の場合は、目録に押捺された印鑑と職員録を照合させて特定した。

※ 庶務課長より会計課長宛通知の写し「元郡役所倉庫内保管書類引継ノ件」(1942年(昭和17)2月20日付、(当館所蔵 県各課1-4-12)所収)によれば、合計で9郡役所分13,064冊を会計課長へ引き継ぐとしているが、同文書記載の各郡役所引継文書冊数を合算してもこの冊数とならないため、本表の「会計課への引継冊数」の合計は各郡役所の和とした。

要保存とされた文書全体の傾向として、明治期のものが目立ち、大正期の文書は思いのほか多くない。当館に伝存している郡役所文書には大正期のもの、特に郡制・郡役所廃止の時期と重なる大正後期のものが多くみられるのは対照的である。また、郡役所が収受・作成した行政文書だけでなく、「法令全書」や「県報」などの行政刊行物の類も見られ、行政資料として再利用するために引き継いだものも相当数含まれていた。

そして最も注目すべきは、ほぼ全ての文書が当館伝存の郡役所文書と一致しないことである。すなわち、この時に各郡役所の倉庫から県へ引き継がれた文書は、そのほとんどが伝存していないのである。また、名称は一致しても年が重ならない文書も多くある。例えば、「土木回議」など、同種の文書が多数存在し、毎年作成・編綴されたとみられるものにあつては、文書の年に着目すると、当館伝存文書と見事に一致せず、むしろ両者が合わ

神奈川県立公文書館所蔵郡役所文書の伝来過程に関する一考察

さることである(33)。さらに、当館所蔵の郡役所文書に多く含まれる郡吏員や教員の履歴書等の人事関係書類が、ここには全く見られない。

以上のことから、当館に伝存している郡役所文書は、この昭和10年代に県庁各課へ引き継がれた文書ではなく、それ以前—おそらくは、その構成文書が大正期を中心としたものであること、人事関係の文書等組織管理上必要となる文書を多く含んでいることなどから、郡役所廃止後間もない時期—に引き継がれた文書であると考えられる。この昭和10年代の一連の郡役所倉庫保管文書の整理は、既に一定の引継ぎが行われた後の、まさに「其ノ万全ヲ期スル意味ニ於テ」行われた最終的な残存文書の整理であった(34)。このため、ここで引継対象となった文書は、それ以前に引き継がれた文書に比べ、行政上の利用価値としても相対的に低いものであったと考えられる。

表2 昭和10年代に県庁へ引き継がれた高座郡等9郡役所倉庫保管文書

郡役所名	文書名称	年	冊数	引継所属	突合結果
1	郡制府県制事務要録	明治 32	1 冊	庶務課	×
2	郡治回議	大正 10 ②	2 冊	地方課	×
3	議会回議(郡参事会)	明治 35	1 冊	庶務課	×
4	公有林野台帳	大正 9、13	2 冊	地方課	×
5	土木回議	大正 7、8、9③、10⑤	10 冊	土木部経理課	△
6	町村吏員名簿	明治 24、26	2 冊	地方課	×
7	法令全書	—	20 冊	知事官房	×
8	議会回議録	明治 17、21②、29②、30②、33③、36③、37④、39、42④、43④、大正 5、6⑥、10、11③	37 冊	地方課	×
9	県会議員徴兵参事員町村会議員取得税調査員名簿	—	1 冊	庶務課	×
10	県会議員選挙人名簿	大正 9、10、11②、13	5 冊	庶務課	×
11	地理回議	大正 2、3、7、8、10	5 冊	土木部経理課	△
12	議会回議	大正 7③、5⑤、11、年不明⑬	24 冊	地方課	×
13	秘密往復文書	大正 2～	—	地方課	×
14	土木回議	明治 22、23、25、28、30②、38、39、40、41、42、43、45、大正 4、6②、7、8	18 冊	土木部経理課	×
15	土木書類	明治 16、19、20、21、22、23②、24、25、26、27②、28、29②、31②、32②、33②、34②、35③、36②、37②、44、大正 3②、4、5、10、15	37 冊	土木部経理課	×

郡役所名	文書名称	年	冊数	引継所属	突合結果
中	水利土地書類	明治 10、19、17、20、22 ②、 23、24、26、27、28	11 冊	土木部経理課	×
	地籍表	明治 24	1 冊	地方課	×
	土地台帳	大正 11	1 冊	地方課	×
	郡会書類	大正 8	1 冊	庶務課	×
	郡治回議	明治 33 ③、35、36、37、 38、39、40、41、42、 43、44、大正 2 ②、3、5、 6、7、8、9	21 冊	庶務課	×
	財産明細書	明治 38～42	5 冊	庶務課	×
足柄上	公有林野整理書類	大正 7～15	1 冊	地方課	×
	地籍表	明治 24～25	1 冊	地方課	×
	郡参事会ニ属スル書類	明治 25	1 冊	庶務課	×
	震災一件書類	大正 12	1 冊	庶務課	×
	脚夫帳	明治 31、33	2 冊	庶務課	×
	受恩給者人名・棄児人名・ 旧藩貸下金負債者人名台帳	明治 25	1 冊	庶務課	×
	足柄上郡役所（標札）	—	1 点	庶務課	×
	地籍表	明治 26	1 冊	地方課	×
	町村会議員名簿	—	1 冊	地方課	×
	郡会議員名簿	—	1 冊	地方課	×
	村吏員名簿	—	4 冊	地方課	×
	村会議員名簿	明治 31	1 冊	地方課	×
	内務時報	大正 8年 10月～9年 12月、 8年 10月～12年 12月、 13年 6月～14年 6月、 14年 7月～15年 4月	4 冊	人事課	×
	三浦	指令伺書	明治 7～13	1 冊	地方課
照会通達書類		明治 13、14、21	3 冊	地方課	×
布告布達簿		—	—	地方課	×
裁判県往復回議		明治 11～12、13、14	3 冊	庶務課	×
裁判県往復回議録		明治 19	1 冊	庶務課	×
伺訓令綴		明治 20～23	1 冊	地方課	×
郡長達綴		明治 11、13、14、15、16 ②、 17 ②	8 冊	地方課	×
通達綴		明治 23	1 冊	地方課	×
訓令綴		明治 13、15	2 冊	地方課	×
令規録		—	1 冊	地方課	×
恩給基金台帳		明治 41	1 冊	庶務課	△
明治卅七・八戦役、大正 三・四年行賞関係書		—	—	人事課	×
戸長名簿		—	1 冊	地方課	×
布告		明治 5	1 冊	地方課	×
郡役所事務長並郡内景況 報告		明治 21～28	1 冊	地方課	×
訓令録		明治 33、39	2 冊	地方課	×
郡役所事務長		—	—	地方課	×

神奈川県立公文書館所蔵郡役所文書の伝来過程に関する一考察

郡役所名	文書名称	年	冊数	引継所属	突合結果
52	大正三年通常神奈川県会議案	—	1冊	庶務課	×
53	訓令録	明治19～20、23、24、25、26、27、28、29②、31、32、36、37、38、40、41、42、43、45	19冊	地方課	×
54	甲御達留	明治10	1冊	地方課	×
55	乙御達留	明治11	1冊	地方課	×
56	御達	明治12	1冊	地方課	×
57	県会議案	大正2②	2冊	庶務課	×
58	県会綴	明治19	1冊	庶務課	×
59	町村役場位置見積調	明治12～14	1冊	地方課	×
60	恩賞年金賜金関係書	明治19	1冊	人事課	×
61	恩給事務回議	明治17	1冊	庶務課	×
62	恩給年金回議	明治38、39	2冊	庶務課	×
63	地理回議	明治22～44⑩、22～23、32～34	—	土木部経理課	×
64	土木回議	明治16～17、18～19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31～38⑥(35を除く)、39、40、41、42、43、44、45、大正2	27冊	土木部経理課	×
65	地籍表	明治20	1冊	地方課	×
66	官民有地境算調書	大正7②	2冊	経理課	×
67	開拓使布達	明治10～13、14	2冊	地方課	×
68	司法省・文部省・工部省・宮内省布達	明治6～9、14	2冊	地方課	×
69	司法省布達	明治6～9、14	2冊	地方課	×
70	司法省達	明治12～13、15、16	3冊	地方課	×
71	工部省達	明治6～9、11	2冊	地方課	×
72	県公報	明治20～21、22、23②、24②、25、27、28、29、30②、31、32、33②、34②、36、37②、38②、39②、40、41、43、44、45②、大正2②、3②、4②、5、6、7②、8②、9、10、11、15	47冊	人事課	×
73	宮内・工部・文部・内務各省公示	明治17～18	1冊	地方課	×
74	工部・宮内・各省達	明治15	1冊	地方課	×
75	文部・工部省達	明治12～13	1冊	地方課	×
76	県会議員選挙権ニ関スル人員表	明治31、大正11	2冊	庶務課	×
77	県会議員被送人名簿	明治14	1冊	庶務課	×
78	県会議員選挙権ヲ有セサル人名原簿副本	明治26、27、28	3冊	庶務課	×
79	鎌倉市町村施行ニ関スル枢要会議	明治21年4月～12月	1冊	地方課	×

郡役所名	文書名称	年	冊数	引継所属	突合結果	
80	都筑	郡制施行ニ関スル書類	明治 31、32～34、34、44～45、44、大正 6、8②、9	9 冊	地方課	×
81	橘樹	東京神奈川境界飛地書	明治 43～44	1 冊	地方課	×
82	津久井	工事設計書関係書	大正 7～14 ④	40 冊	道路課	×
83		震害災害復旧関係	大正 12～14 ②	20 冊	土木部経理課	×
84		津久井郡共有地調表	明治 26	1 冊	地方課	×
85		町村財産台帳	—	2 冊	地方課	×
86		法令令規	明治 18 年 4 月・6 月、22 年 7 月・9 月、23 年 4 月・5 月、26 年 7 月・9 月、27 年 4 月・6 月、29 年 11 月・12 月、31 年 3 月・5 月、33 年、34 年 3 月、34 年 6 月・7 月、34 年 10 月、35 年 9 月・10 月、39 年 7 月、41 年 9 月、大正 11 年 4 月（※冊数内訳不明）	22 冊	土木部経理課	×

※ 原文に記載のない箇所は「—」で表記した。順序は原文による。「年」欄の丸囲み数字は冊数を表す。
 ※ 「突合結果」欄の「△」はその一部に一致するものがあるか、一致する可能性があるものを、「×」は一致するものがないものを示す。
 ※ 冊数未記載等があるため、本表の合計冊数と表 1 に記載した引継冊数に一致しない箇所がある。
 ※ No. 72 の県公報は郡役所文書という形ではなく伝存している可能性はあるが、今回は確認できなかった。

(3) 足柄下・久良岐郡役所文書について

以上、昭和10年代における県下9郡役所の倉庫保管文書の整理についてみてきたが、ここで一つ大きな疑問が残る。県域11郡のうち、足柄下郡及び久良岐郡の両郡役所文書については、この時期に同様の文書整理が行われた記録がない。それはなぜだろうか。

足柄下郡役所分については、昭和10年代の整理作業時に倉庫保管文書の現地調査が行われた形跡がある。先に取り上げた昭和14年の高座郡等4郡の文書目録の中に、1枚だけ足柄下郡役所分の目録（3件3冊分）が確認できる⁽³⁵⁾。それによれば、同年1月27日と28日の2日間にわたって文書の調査が行われたようであるが、この目録の本文である起案文書をはじめ、関連する文書に足柄下郡役所文書に関する記述は見当たらない。したがって、これら3件3冊の文書がその後どのように処理されたのか、またこの他に保管文書が存在しなかったのかなどについては不明である。

同郡役所文書がこのような扱いとなった背景として、関東大震災によってその文書が焼失していることが考えられる。大正13年12月の郡長交代に係る事務引継書に記された簿冊点数は、「郡役所庁舎倉庫等全部震火災ニ罹リタルヲ以テ、書類簿冊類ハ震災当日吏員ガ危険ヲ冒シテ辛フシテ搬出シタルモノ若干、及ヒ災後ノモノ」わずかに325冊である上、

神奈川県立公文書館所蔵郡役所文書の伝来過程に関する一考察

そのほとんどが大正12年以後のものであり、震災以前のものはごくわずかとなっている。日常業務で使用する例規類なども失われたようで、「例規録其他処務上必要ナル書類ハ漸次復旧スルノ方針ヲ樹テ、例規録ニ付テハ既ニ中郡役所ノモノヲ謄写シタルモ、尚ホ三浦郡役所ヨリ左ノ通り借用シ、臨時雇員ノ手ニ依リ着々謄写シ、尚漸次他ノ文書ヲモ借用謄写スル見込ナリ居レリ」という状況であった⁽³⁶⁾。このため、そもそも郡役所廃止時点で保有していた文書自体が少なかったと考えられ、郡役所廃止以後に行われた県への事務引継の過程で、必要な文書については既に引継ぎが行われており、倉庫保管文書は他郡役所に比して著しく少なかったものと考えられる。

次に、足柄下郡役所と異なり、昭和10年代の記録には全く記載が見られない久良岐郡役所についてはどうだろうか⁽³⁷⁾。久良岐郡役所は、日下村（現：横浜市港南区・磯子区の一部）の寺院東樹院の本堂を借り受ける形で執務を行っており、明治17(1884)年1月に火災で庁舎を焼失した後は、同寺院から隣接地の無償譲渡を受ける形で新たな庁舎を建てた。郡役所が廃止となった際には、同寺院に底地を無償で返還し、併せて庁舎を同寺院へ売却している（大正15年10月16日県参事会議決）。ただ、郡役所に附属する倉庫については、「郡役所廃止後ヨリ書類格納ノ為」、県所有のまま引き続き存置され、同寺院よりその敷地の無償貸与を受けていた。しかし、本堂再建を目指す同寺院から、昭和9年5月に倉庫の無償譲渡を求める陳情書が提出されたため、県は翌6月にこれに応じて倉庫の無償譲渡を行った⁽³⁸⁾。

この無償譲渡直前まで倉庫内には文書が保管されていたようで、倉庫の処分事務を所管していた庶務課から文書事務を所管する知事官房に宛てた6月8日付の通知文書では、「県参事会ニ於テ処分方議決相成候ニ付、近日中ニ同倉庫ニ格納中ノ文書ヲ整理致度候条、係員出張セシメラレ度候」と、倉庫内保管文書の整理のための職員派遣を求めている⁽³⁹⁾。その具体的な作業内容や県庁への文書引継の有無など、文書整理の詳細については記録がないため、残念ながらこれ以上のことは分からない。なお、久良岐郡については、その郡域が全て横浜市に編入されることがあらかじめ見込まれており、事実昭和11年10月に金沢町等が横浜市の一部となった結果、同郡は地理的名称として消滅している。このため、もともと庁舎の継続利用も検討されておらず、郡役所庁舎敷地に係る隣接寺院との歴史的関係と相俟って、他の郡役所庁舎に先立って庁舎や附属倉庫、そして文書の整理が行われたのである⁽⁴⁰⁾。

3 郡役所文書の県史編集室への引継ぎ

(1) 昭和30～40年代の文書整理に関する取組み

昭和35(1960)年4月、知事直轄の部外課として査察指導課が新設された。同課は行政管理に関する事項と職員の考査に関する事項を所管し、以後全庁的な行政事務の簡素化・能率化を進める中心所属となる⁽⁴¹⁾。同年7月には、事務能率化に向けた全庁横断組織として、「神奈川県事務管理委員会」が設置される。同委員会は、査察指導課が事務局となり、「行政事務能率化に関する施策の調査、研究及び審査を行ない、合理的な事務処理方式を確立し、事務の適正化と簡素化を図る」ことを目的に、総務部長を委員長とし、副出納長以下13名の委員のほか、臨時委員及び幹事で構成された(昭和36年3月末時点)⁽⁴²⁾。

同年9月に開催された第2回事務管理委員会において、以後の実施方針となる「総合事務合理化推進構想」が決定された。この中で、文書事務については「文書管理の再検討」として項目が立てられ、具体的取組として「事務用文書は用件を正確、簡潔かつ迅速に伝えるとともに外部に出される文書は県を代表するものであるため、文書作成の標準化の研究、様式、用紙の標準化、常例文システム、パラグラフシステム等の研究をすること」が挙げられている⁽⁴³⁾。事務能率化へ向けた取組みが開始された当初は、統一されていなかった文書事務の標準化を最大の課題として捉え、文書の廃棄等については言及されていない。

こうした動きを背景として、「日常の事務執行上に良好な環境を作り、この面から事務能率の向上及び職員の健康保持に寄与することを目的」として、同年8月から9月にかけて第1回の執務環境整理運動が実施された⁽⁴⁴⁾。この執務環境整理運動は、開始当初は不用文書の引継ぎ・廃棄や身の回りの整理整頓を中心とするものであったが、運動が進むにつれ、文書の引継ぎや廃棄がより積極的な形で推し進められるようになる。第4回(昭和38年7月実施)では、「主務課に保存する第4種以外の文書で、保存期間を満了しないものであっても保存の必要がないと認められるものは、この際つとめて廃棄し、整理の実効に努めること」(原文は下線入り)とされるなど、整理の対象は保存期間が満了していない文書にまで広げられた⁽⁴⁵⁾。

この背景には、書庫の飽和状態が切迫した課題となっていたことがある。昭和38年12月に文書課長から教育庁総務課長に発出された保存文書の廃棄に関する照会文書には、「文書課に引継がれた完結文書は現在85,000冊となり、さらに毎年定期廃棄を行っても、なお6,000冊が増加してゆく現況であり、また書庫の収蔵余力もあと7,000冊が限度であります」

神奈川県立公文書館所蔵郡役所文書の伝来過程に関する一考察

という切実な状況が記されている。このため、文書課では「文書の保存整理について根本的に検討を加え、新たに文書分類表の作成、保存期限の短縮、マイクロシステムの導入等を考慮」しつつも、「取りあえず今回は保存期限の満了した文書の廃棄とあわせて、保存文書のうち共通的な内部管理に属する文書について、保存期限を短縮し廃棄する」として、当面の対応として共通的内部文書の保存期間の短縮による文書廃棄に取り組むこととしていた⁽⁴⁶⁾。

こうして事務能率化の取組みの一環として保存文書の整理が進められる中、文書事務自体の見直しも進められていく。昭和39年10月には査察指導課長名で「事務管理改善の推進について（依命通達）」（39査第54号）が各部局に通知され、「事務管理改善を総合的かつ、科学的視点にたって全組織をあげ実施推進すること」とされた⁽⁴⁷⁾。この通知に添付されている事務管理委員会策定の「行政事務近代化の考え方と対策」によれば、文書事務については「文書管理改善の実施」と項目が立てられ、「今後における行政の効果的な運営、管理を確保するためにも、まず、文書それ自体の管理のほか、情報の伝達及び処理の機能をもつ文書事務について、正確性、迅速性を確保する必要がある。このため、特に、文書の常例化、標準化の視点から、帳票管理を実施するとともに文書の活用とその廃棄の管理を組織的、かつ、効率的に果すため、ファイリングシステムを実施するものとする」と、文書の組織的・効率的な管理と廃棄を目的としたファイリングシステムの導入に本格的に取り組むことが示された⁽⁴⁸⁾。この結果、昭和41年4月に全本庁所属を対象としてファイリングシステムが導入されるとともに、それに合わせた切替作業と文書の更なる整理が進められることとなる⁽⁴⁹⁾。

このファイリングシステム導入の背景には、上述の書庫の問題に加え、昭和41年の完成を目指して進められていた新庁舎の建設があった。事務管理委員会の下部機関として昭和40年3月に設置された「県庁舎オフィスレイアウト部会」は、新庁舎への移転準備を前に、「新庁舎完成に伴う環境整理・オフィスレイアウト等実施要項」を策定する。これに基づく形で、昭和41年3月から5月にかけて、第1次（3月23日～4月16日）及び第2次（5月1日～5月14日）の2回にわたり環境整理期間が設けられ、全庁を挙げて「行政資料の引継ぎ、文書の廃棄・引継ぎ、物品の管理換え廃棄、オフィスレイアウトの検討等を実施、執務環境の整備をはかり、移転準備にそなえた」のである⁽⁵⁰⁾。なお、この第1次と第2次の間には、ファイリングシステムへの切替作業が行われた。この一連の作業の結果、約15,000冊の文書が文書課へ引き継がれ、うち2,327冊が廃棄された⁽⁵¹⁾。

文書事務刷新の動きはさらに続く。同年10月25日には、マイクロフィルム文書に関する規程（以下「マイクロ規程」という。）が制定、即日施行される⁽⁵²⁾。これは「保存文書の遡増に伴う書庫のスペースの節減及び10年以上の保存文書の完全管理並に図面管理の近代化を図る」ことを目的とするもので、昭和41年度には人事関係進退記録や建築部関係図面等のマイクロフィルム化が進められた⁽⁵³⁾。このマイクロ規程の制定に伴い、文書取扱規程及び出先機関文書取扱規程も改正され、マイクロフィルムに撮影をした保存文書については、本庁にあっては総務部長、出先機関にあっては所長の決裁を経て廃棄することができることとなった（文書取扱規程第52条及び出先機関文書取扱規程第44条）⁽⁵⁴⁾。以後、本規定に基づく文書の特別廃棄が進められることとなる。

この一連の文書事務刷新の一先ずの着地点となったのが、昭和42年3月の新「文書管理規程」の制定である（同年4月1日施行）⁽⁵⁵⁾。この規程は、「ファイリングシステムによる文書整理、カードシステムによる文書の運行管理、会計年度方式の採用、保存期間の改正等」を定め、それまで本庁（文書取扱規程（昭和36年訓令第22号））と出先機関（出先機関文書取扱規程（昭和36年訓令第23号））で別々に定めていた規程を統一した、「文書管理関係規程の一元化を図ったもの」であった⁽⁵⁶⁾。

（2） 県史編集室の設置と郡役所文書の引継ぎ

以上見てきたように、昭和30年代後半以降、本県では事務能率化の促進や書庫の飽和状態解消、新庁舎への移転といった課題に対する種々の対策が講じられ、その過程で不用とされた文書が廃棄されていった。以下の表3は、保存期間の満了に伴う定時の廃棄とは別に実施された、昭和40年から昭和44年における保存期間満了前文書の特別廃棄の実施状況

表3 文書課による文書の特別廃棄数

廃棄決定年月	永年	10年	5年	合計	備考
昭和40年10月 (1965)	18冊	83冊	246冊	347冊	ファイリングシステムへの切替え(本庁一部)による
昭和41年4月 (1966)	69冊	553冊	1,705冊	2,327冊	第1次環境整理による
昭和42年7月 (1967)	1,376冊	4,921冊	—	6,297冊	規程第66条第2項適用
昭和43年3月 (1968)	413冊	3,577冊	2,728冊	6,718冊	規程第66条第2項適用
昭和44年2月 (1969)	445冊	3,339冊	1,663冊	5,447冊	規程第66条第2項適用

神奈川県立公文書館所蔵郡役所文書の伝来過程に関する一考察

について、当館に伝存している文書課の廃棄文書目録をもとにまとめたものである（ただし、マイクロフィルム化に伴う特別廃棄を除く。）⁽⁵⁷⁾。昭和42年から廃棄数が大幅に増えているのは、同年4月施行の文書管理規程で定められた文書の保存期間の基準（第66条第2項）を文書課書庫に保存中の文書にも適用し、特別廃棄をそれまで以上に積極的に進めたためである。

こうした最中の昭和42年4月、企画調査部に県史編集室が設置される⁽⁵⁸⁾。この県史事業は神奈川県政100年記念事業として実施されたものであり、その史資料の調査・収集に際しては、当然ながら県庁書庫で保存していた文書も対象とされた。このため、県史編集室が設置されてからは、文書課所管文書の廃棄決定時に文書課から県史編集室へ引継ぎの有無について照会が行われるようになる。照会を受けた県史編集室では、廃棄決定された文書の評価選別を行い、同室で必要と認めた文書を文書課から引き継ぐことが可能となった。これを受け、同室は資料所在調査として同年8月から11月にかけて計4回、文書課の所蔵公文書や廃棄文書について調査を実施し⁽⁵⁹⁾、同年度の廃棄決定数6,297冊のうち1,442冊が同年12月に県史編集室へと引き継がれた⁽⁶⁰⁾。

郡役所文書は、この特別廃棄の過程で再び姿を現す。昭和43年3月の特別廃棄の決定に際して実施された、同年2月の文書課から関係所属への廃棄協議時に、郡役所文書もその対象とされたのである。廃棄協議の段階では、郡役所からの引継文書は秘書課分の6冊をはじめとして、7課分196冊がその対象とされ、「郡役所よりの引継分」として、他の特別廃棄文書とは分けた形で数量が記載されている⁽⁶¹⁾。なお、この廃棄協議の文書には目録が添付されており、保存期間、年度、件名、整理番号等が文書ごとに記載されている。

この時の文書課による廃棄協議の照会は、「文書管理規程第66条第2項に定める文書の保存期間の基準に基づき、当課に保存中の文書を調査したところ、別紙目録の文書は保存の必要がないと認められるので、同規程第75条第3項の規定を適用し、次により廃棄いたしたく協議いたしますので支障の有無を2月17日までに御回答願いたく依頼します」というものであった⁽⁶²⁾。書庫に保存中の文書を文書課で確認した結果、目録記載の文書は保存の必要性が認められないため、保存期間を短縮して廃棄したいという内容である。郡役所文書の保存期間は全て永年であったが、上述の新文書管理規程の保存期間基準を適用した結果、文書課としては永年保存とする必要がないとみなしたのであろう。そして、秘書課も協議のあった郡役所文書6冊を含む42冊全てに保存の必要性を認めなかったようで、「当課においては特に支障ありませんので廃棄していただきたく回答いたします」と回答

している⁽⁶³⁾。

このような形で文書課書庫に永年保存文書として保存されていた郡役所文書に係る文書課と関係課との廃棄協議が行われ、各課で保存期間延長か廃棄かについて検討がなされた。こうして行われた廃棄協議の結果をまとめると、以下の表4のようになる⁽⁶⁴⁾。

表4 昭和43(1968)年2月の郡役所文書に係る廃棄協議の結果

所属名	対象文書数	各課への協議結果
秘書課	6冊	「廃棄していただきたく」
人事課	21冊	全文書1年延長（「履歴整理のため」が理由）
職員課	1冊	一旦延長とするも取消し
地方課	29冊	うち5冊を「永年」に延長（「市町村行政指導事務における参考資料として」が理由）
学事宗教課	9冊	「郡役所文書は廃棄してよい」
土木総務課	106冊	「全文書用地課へ移管」と記載
教職員課	24冊	全文書に「移管」と記載
合計	196冊	

※ 学事宗教課・土木総務課・教職員課の「各課への協議結果」は、その筆跡等から文書課担当者が記入したものと推定される。

協議の結果、人事課の全文書と地方課の一部文書が保存期間延長となった。土木総務課と教職員課の全文書については「移管」と記載されているが、土木総務課が移管先とした用地課でどのような取扱いをしたのかは記録がなく不明である。ただし、用地課からは保存期間を延長する場合に必要であった「保存期間延長調書」が提出されていないため、そのまま不用としたとも考えられる。また、教職員課についても「移管」としか書かれておらず、移管先については記載がない。文書課書庫から教職員課の直接管理へ移行するという意味と捉えられなくもないが、詳細はわからない。

ここで保存期間が延長されず不用とされた文書については、3月2日に廃棄が決定された⁽⁶⁵⁾。この廃棄決定後には文書課から県史編集室に引継ぎの有無について照会がなされ、翌4月には県史編集室による廃棄文書の調査が行われている⁽⁶⁶⁾。この後、廃棄決定を受けた郡役所文書は県史編集室へ引き継がれたものとみられるが、引継ぎの結果に係る記録が見当たらないため、詳細については判然としない。

こうして各課が不用とした郡役所文書が県史編集室へと引き継がれることとなったのであるが、この特別廃棄協議の対象となった各課保管の郡役所文書196冊と当館に伝存している郡役所文書187冊が一致するか、確認しておきたい。廃棄協議時の目録には、文書1点ごとに整理番号が記載されている。一方、当館所蔵郡役所文書の背表紙には、番号が記

神奈川県立公文書館所蔵郡役所文書の伝来過程に関する一考察

載されたラベルが貼付されているものが多くある⁽⁶⁷⁾。この目録上の整理番号は背表紙ラベル記載の番号であろうとの予測のもと、その番号により各文書の年・名称を突合せ、稿末の表5にまとめた（番号が欠落しているもの等は年及び文書名をもとに突合）。

この見立ては正しかったようで、目録の記載誤りなどにより一部に不一致となるものも見られるが、ほぼ付合する結果となった。この結果から、当館所蔵郡役所文書187冊は、昭和43年の特別廃棄協議の対象とされた196冊のうちにほぼ全てが含まれており、この時点で残存していた郡役所文書が、すなわち当館に伝存している郡役所文書であることができる⁽⁶⁸⁾。つまり、当館が所蔵している郡役所文書は、昭和40年代まで特定の課の保存文書として文書課書庫で保存されていたものであり、この昭和43年の特別廃棄以降に各課が不用とした文書について、県史編集室をはじめとして、以後その系譜に連なる所属が歴史的価値を認めた結果、文書課などから引き継いだものであるとすることができる。

一方で、前章で触れた昭和10年代に各郡役所倉庫から各課が引き継いだ文書約500冊については、これまでに見てきた昭和30～40年代の記録には全く現れず、その後においてもその存在は確認できない。県史の編纂にあたってこれらの文書が用いられた形跡はなく、昭和10年代に県に引き継がれて以降、この時期に至るまでの間に何らかの事情で失われてしまった可能性が高いと考えられる。

4 おわりに

以上、本稿では、大正15(1926)年の郡役所廃止から昭和40年代に郡役所文書が廃棄決定され、県史編集室に引き継がれるまでを対象とし、郡役所文書がどのような過程を経て伝存してきたのか、また伝存してこなかったのかについて検討した。本稿で明らかにしたことを簡単にまとめ、むすびとしたい。

本県地域の郡役所文書は、大正15年の郡役所廃止後に、業務上中断なく必要となる文書を中心としてその一部が県へ引き継がれたと推定されるが、記録上明確に確認することはできなかった。昭和11(1936)年に各郡役所庁舎の倉庫で保管されていた文書の不用決定がなされた後、県有財産の管理を所管していた庶務課において本庁の関係各課へ残存文書の引継ぎ可否を段階的に確認し、そこで要保存とされた文書については業務上必要な文書として各課へ引き継がれ、残りは処分のために会計課へと引き継がれた。この昭和10年代の引継ぎにより、約500冊が要保存とされ、その余の約13,000冊が廃棄処分となった。

昭和30～40年代における事務能率化を目指した運動や文書課書庫の飽和、新庁舎の建

設を背景として、保存期間満了前の文書廃棄が積極的に進められていった。この過程において、永年保存とされていた郡役所文書も整理の対象として、書庫の管理を所管していた文書課から、各郡役所文書の所管課に対してその保存期間満了前の特別廃棄に係る協議が行われた結果、現用文書としての役割を終えていた郡役所文書は不用とされ、順次県史編集室に引き継がれていくこととなった。こうして引き継がれた郡役所文書が、当館に伝存している郡役所文書ということになる。なお、前半で触れた昭和10年代に県庁各課へ引き継がれた郡役所文書は、そのほとんどが当館に伝存しておらず、何らかの事情により昭和40年代以前に失われてしまったものとみられる。

以上の検討結果から、当館に伝存している郡役所文書は、昭和10年代の最終整理まで郡役所倉庫に保管されていた文書ではなく、それ以前に県庁各課が引き継いだものであり、そして昭和40年代に至るまで各課が文書課書庫において現用文書（永年保存文書）として保存してきた文書であることが確認できた。当館所蔵の郡役所文書は、「主として役所の業務遂行上、残しておくべきものとして位置づけられた文書を中心に構成」されていると言われてきた⁽⁶⁹⁾。本稿でその伝来過程の一端を検討した結果、当館所蔵の郡役所文書は、歴史資料として県史編集室に引き継がれるまで、各室課が最後まで現用文書としてきた文書であり、それまで現用とされてきたからこそ郡役所文書最後の生き残りとなった文書であることがわかった。しかし、これらの文書が残り、当館に伝存することとなったのは、必然のことではなかった。

郡役所文書が少量ながらも当館に伝来し得た直接的要因としては、県史事業に伴う県史編集室の設置を挙げることができよう。行政の論理では時間の経過とともに保存の必要なしとされる文書も、「歴史的価値」という別の価値基準からその保存を検討できるか、そしてその受け皿が存在するかということが、文書が残った大きな要因となった。

筆者の力量不足に加え、史料的な制約もあり、全体として断片的な解明にとどまってしまった。本稿で十分に掘り下げる事ができなかった多くの点については、今後の課題としたい。

【注】

- (1) 本稿における「郡役所文書」とは、郡役所が収受・作成した文書のうち、郡役所で保存・蓄積された文書を指し、郡から発出され、それを収受した側で保存した文書は含めない。また、西多摩郡・南多摩郡・北多摩郡の3郡は明治28(1895)年に東京府に

神奈川県立公文書館所蔵郡役所文書の伝来過程に関する一考察

移管されるまで神奈川県下の郡であったが、これら3郡については本稿の検討対象としない。

- (2) 丑木幸男については、『郡役所文書の基礎的研究』（科学研究費補助金（基盤研究C）研究成果報告書 平成21-23年度、2012年）をはじめとして、郡役所文書に関する多数の論考がある。以下、主なものを挙げる。
 - ・「郡役所文書の構造と特質」（『記録と史料』第17号 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 2007年）
 - ・「郡役所文書の廃棄と保存」（『地方史研究』第326号 2007年）
 - ・「郡役所文書の保存と管理—大分県を事例として」（『名古屋大学大学文書資料室紀要』第19号 2011年）
- (3) 主なものとして、以下を挙げる。
 - ・山崎一郎「明治～昭和戦前期における萩藩勘場文書と郡役所文書の保存と伝来について」（『歴史学研究』第790号 歴史学研究会 2004年）
 - ・栃木智子「郡役所文書の引継・廃棄目録について」（『近代史料学研究』第6号 日本近代史研究会 2006年）
 - ・福島幸宏「郡役所の廃止と文書整理—京都府内の郡役所を例として—」（『京都府行政文書を中心とした近代行政文書の史料学的研究』（2005～2007年科学研究補助費（基盤研究（B）17320101）研究成果報告書） 2008年）
- (4) 柴田知彰「秋田県における郡役所の職務分課の変遷について」（『秋田県公文書館紀要』第13号 秋田県公文書館 2007年）
- (5) 柴田知彰「秋田県における郡役所の文書管理制度の再検討—「郡区町村編制法」下について—」（『秋田県公文書館紀要』第16号 秋田県公文書館 2010年）、同「秋田県における郡役所の文書管理状況について—県庁内務部作成の巡察報告書の分析」（『秋田県公文書館紀要』第17号 秋田県公文書館 2011年）など。
- (6) 太田富康「郡役所の記録と情報—埼玉県・郡制施行以前 1879～1896」（『近代地方行政体の記録と情報』岩田書院 2010年）、同「郡役所の文書と情報2—埼玉県の郡報」（『文書館紀要』第26号 埼玉県立文書館 2013年）、同「近代郡役所における公報と広報—明治後期・近畿地方の郡報—」（『日本歴史』第777号 吉川弘文館 2013年）。
- (7) 石倉光男「神奈川県管内郡役所史料について」（『神奈川県立公文書館紀要』第3号 神奈川県立公文書館 1999年）

- (8) 石倉はその伝来過程について、「郡（役所）廃止に伴い、文書類は上部機関である県（本庁）機関に引き継がれたと思われる。当館に遺る郡役所文書は県史編集室が昭和42(1967)年に設置された後に当時の文書課から引継ぎを受けたものだが、それ以前の来歴は不明である。恐らくは廃止時、当時の内務部庶務課を中心に引き継がれ、やがて同課より文書課が独立し、文書を保管してきたようだ」と述べている(同上、83頁)。
- (9) 紙媒体の目録として、神奈川県立文化資料館（編）『神奈川県立文化資料館 郡役所文書件名目録』（1990年）（以下『郡役所文書件名目録』という。）があるが、同書刊行時点における郡役所文書の点数は149冊であった。同書の前年に刊行された『神奈川県立文化資料館 戦前期公文書目録 簿冊目録』（神奈川県立文化資料館（編）、1989年）では郡役所文書の総数を「148点」（3頁）としているが、この差は三浦郡役所文書に「明治12年 神社明細帳〔複写資料〕」が追加されたことによるものである。また、両目録記載の橘樹郡役所及び鎌倉郡役所文書の冊数には誤記がある。正しくは次の通り。
- 橘樹郡役所 誤)10冊 → 正)11冊
 鎌倉郡役所 誤)24冊 → 正)23冊
- なお、『郡役所文書件名目録』の刊行後、教職員履歴書関係文書を中心に38冊が追加受入となっている（前掲石倉、81頁）。
- (10) 神奈川県立公文書館収蔵資料検索システム (<https://archives.pref.kanagawa.jp/archives/>)、令和2(2020)年2月28日確認。
- (11) 神奈川県立図書館・神奈川県立公文書館「神奈川デジタルアーカイブ」(https://www.klnet.pref.kanagawa.jp/digital_archives/index.html)、令和2(2020)年2月28日確認。
- (12) 「郡廃後の残務整理 四五日はかゝる」（「横浜貿易新報」大正15(1926)年6月24日）
- (13) 「けふ県庁に 事務打合 各郡の主任者を集めて」（「横浜貿易新報」大正15年6月28日）
- (14) 「郡引継事務の打合会 昨日県庁に開催」（「横浜貿易新報」大正15年6月29日）
- (15) 例えば、宮城県では郡役所廃止から約1年の間に郡役所文書の整理を終えているほか、京都府では郡役所廃止直後とその3年後の2段階に分けて整理を行っている（前掲丑木「郡役所文書の廃棄と保存」、前掲栃木及び福島）。
- (16) 「郡役所廃止善後措置ニ関スル件」（「大正14年～昭和3年 例規 財務関係」（当館所蔵 県各課1-3-3）所収）によれば、後述する久良岐郡以外の郡役所庁舎については、「従

神奈川県立公文書館所蔵郡役所文書の伝来過程に関する一考察

来使用ノ県穀物検査員事務室及私設団体ニ供用セシメ、県有財産トシテ保存スルコト」(都筑郡役所及び三浦郡役所)、「県穀物検査員事務室及耕地整理事務室ニ充テ尚私設団体ニ供用セシメ、県有財産トシテ保存ノコト」(高座郡役所等5郡役所)などとして、県有財産として継続使用することを内務省に回答している。

- (17) 庶務課起案文書「元郡役所書類払下処分ニ付伺」(「昭和14年 県有財産関係」(当館所蔵 県各課1-4-7) 所収)。
- (18) 農産物検査所大磯出張所長より総務部庶務課長宛 中発第18号「元郡役所倉庫内諸帳簿引上ニ関スル件」(「昭和11年 県有財産関係」(当館所蔵 県各課1-4-5) 所収)。
当館所蔵の県公報の一部には中郡役所の収受印が押されたものが確認でき、この時引き上げられたものの一部と推定される。こうした行政資料の再利用は他にも行われていたと思われ、横浜開港資料館では、久良岐郡役所と津久井郡役所で使用されていたとみられる県公報を複数冊所蔵している(例えば、「神奈川県公報 自大正11年1月至大正11年3月」(横浜開港資料館所蔵 318.5-1- T11.1) など)。
- (19) 庶務課起案文書 十三庶第1823号「不用書類無償払下ニ関スル件」(「昭和14年 県有財産関係」(当館所蔵 県各課1-4-8) 所収)。
- (20) 庶務課起案文書 十五庶第23号「不用書類無償払下ニ関スル件」(「昭和15年 県有財産関係」(当館所蔵 県各課1-4-10) 所収)。
- (21) 「無償払下願」(同上)。
- (22) 前掲注(17)「元郡役所書類払下処分ニ付伺」。5部1官房20課に回議されている。
- (23) 庶務課起案文書 十四庶第354号「元郡役所倉庫内保管書類引継ノ件」(前掲注(17)「昭和14年 県有財産関係」所収)。前述の通り昭和15(1940)年1月に藤沢第二尋常小学校校長へ郡役所文書の一部が払い下げられていることから、実際に文書が廃棄されたのは同年1月以降の可能性がある。
- (24) 庶務課起案文書 十四庶乙第355号「元郡役所倉庫内保管書類ニ関スル件」(同上)。
この文書は庶務課長から地方課長等4課長へ発出されたもので、期限までに引き上げを行わない場合は不用品として処理する旨を併せて通告している。
- (25) 会計課に引き継がれた後は、古紙として売却されたものと思われる。
- (26) 庶務課起案文書「元郡役所書類払下処分ニ付伺」(前掲注(20)「昭和15年 県有財産関係」所収)。
- (27) 地方課へは8月9日に引渡しを行っていることが目録記載事項から確認できる(同

上)。

- (28) 庶務課起案文書 十五庶乙第246号「元郡役所倉庫内保管書類引継ノ件」(同上)。
- (29) 庶務課起案文書 十四庶第888号「不動産無償譲渡ノ件」(同上)。
- (30) 庶務課起案文書「元郡役所倉庫内保管書類引継ノ件」(「昭和17年 県有財産関係書類」(当館所蔵 県各課1-4-12) 所収)。
- (31) 庶務課起案文書「元郡役所書類払下処分ニ付伺」(同上)。
- (32) 庶務課起案文書 十七庶第1131号「元郡役所庁舎ニ関スル件」(同上) によれば、5月21日に総務部長名で三浦郡等6郡の郡役所庁舎使用団体長に宛てて、「貴会・組合使用ニ係ル標記庁舎ハ来ル七月一日ヨリ開設予定ノ現地実行機関ニ充当致スベク候条、来ル六月十五日迄ニ返還相成度、此段依命通牒候」と通知を発しており、県と各郡役所庁舎の管理者や入居団体等との間で、地方事務所の設置へ向けた郡役所庁舎の明け渡し等に関して大急ぎで調整が行われていたことがわかる。
- (33) 例えば、三浦郡役所文書では、「土木回議」の名称で伝存している文書は大正3、4、6、7、8、10、11、12～15の8冊であり、この時引き継がれた文書はこれらの年以外のものである。同様のことは、中郡役所文書、そして一部に一致が見られた高座郡役所の「土木回議」にも当てはまる。
- (34) 郡役所倉庫保管文書の整理がこの時期になった理由の一つとして、大正12(1923)年9月の関東大震災の影響が考えられる。震災に伴う火災により県庁文書の大部分が焼失していたため、失われた県庁文書を補完する可能性のある郡役所文書は、その庁舎が存続している限りは、倉庫内に存置したままでよく、必要に応じて参照、あるいは県庁へ引き上げることができた。しかしながら、震災から10年以上が経過すれば記録として参照することは少なくなり、文書の行政的価値も低下していったものと考えられる。
- (35) 前掲注(17)「元郡役所書類払下処分ニ付伺」の整理対象文書目録内の足柄上郡役所分と三浦郡役所分の間、足柄下郡役所分の目録1枚が綴じられている。この目録には、「往復書類」(大正15年)等3冊のみが記載されているが、この他に足柄下郡役所の文書についての記載はない。
- (36) 「足柄下郡長事務引継ぎの件」(「大正13年 秘文書綴」(当館所蔵 郡-9-2) 所収)。
- (37) 以下、久良岐郡役所庁舎及び同付属倉庫に関する記述に関しては、庶務課起案文書「不動産処分ノ件ニ付照会」及び東樹院提出の陳情書(いずれも「昭和10年 県有財産

神奈川県立公文書館所蔵郡役所文書の伝来過程に関する一考察

関係書」(当館所蔵 県各課1-4-4) 所収) を参照。

- (38) 「建物譲渡証」(昭和9(1934)年6月27日付)(同上)。
- (39) 庶務課起案文書 九庶第830号「文書ノ保存及処分ニ関スル件」(前掲注(37)「昭和10年 県有財産関係書」所収)。
- (40) 前掲「郡役所廃止善後措置ニ関スル件」によれば、郡役所廃止後の久良岐郡役所庁舎の利用見込みについては、次のように記されている。「庁舎ハ震災ニ因リ半潰ノ為 応急修繕ヲ施シタル俟漸ク形体ヲ存スルモノニ有之、且郡役所所在地町村ハ近ク横浜市ニ編入ノ予定ニテ全ク存置ノ必要無之ニ付、相当価格ヲ以テ売却処分スルコト」。
- (41) 以下、査察指導課による事務能率化に関する取組みに関しては、査察指導課作成の『業務概要／昭和35年度～44年度』(当館所蔵 図書・行政刊行物 K315-0-444-60～K315-0-444-69) を参照。当該資料は複数冊の資料が合綴されているため、以後の注では『昭和〇〇年度 業務概要』とした。
- (42) 『昭和35年度 業務概要』、9～15頁。
- (43) 同上、20頁。
- (44) 同上、16頁。以後、昭和39(1964)年までの毎年度、全5回にわたって実施されることとなる。
- (45) 「第4回執務環境整理月間実施細目」(「昭和38年 庶務関係綴(土木部計画課)」(当館所蔵 歴史的公文書30-11-3-811) 所収)。
- (46) 「保存文書の廃棄について(照会)」(「昭和38年度 文書関係綴(教育庁総務課)」(当館所蔵 歴史的公文書30-17-1-801) 所収)。
- (47) 『昭和39年度 業務概要』、24頁。
- (48) 「行政事務近代化の考え方と対策」(『昭和39年度 業務概要』、29頁)。
- (49) 先に触れた執務環境整理運動は昭和40年度からその対象範囲を執務環境以外にも拡大し、「能率向上運動」と名称を変えて展開された。文書整理についても、「文書の能率的整理の検討」(第1回) などとして引き続き運動項目の一つとなっている。
- (50) 『昭和41年度 業務概要』、67頁。以下、新庁舎建設に伴う環境整理と当該期のファイリングシステム導入に関しては、同書55～68頁を参照。
- (51) 文書課起案文書「保存文書の特別廃棄処分について(伺い)」(「昭和41年度廃棄文書目録」(当館所蔵 歴史歴公文書40-1-10-101) 所収)。
- (52) 昭和41年10月25日訓令第12号(「神奈川県公報」第3801号)。

- (53) 『昭和41年度 業務概要』、34—35頁。
- (54) 前掲注(52)。
- (55) 昭和42年3月17日訓令第3号(「神奈川県公報」号外第33号)。
- (56) 総務部長より各課(室)長・各出先機関の長宛 42文第40号「文書管理規程の施行について(通知)」(昭和42(1967)年3月17日付)(「昭和42年度庶務例規(公務研修所)」(当館所蔵 歴史的公文書40-1-51-201)所収)。
- (57) 本表の作成にあたっては次の資料を参照した。
- ・「昭和41年度廃棄文書目録」(当館所蔵 歴史的公文書40-1-10-101)
 - ・「昭和42年度廃棄文書目録」(同40-1-10-204)
 - ・「昭和43年度廃棄文書目録」(同40-1-10-302)
 - ・「昭和44年度廃棄文書目録」(同40-1-10-403)
- (58) 昭和42年神奈川県規則第11号「神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則」(「神奈川県公報」号外第34号)。その事務分掌は、「県史の編集及び発行に関すること」、「県史関係資料の収集、調査及び整理保存に関すること」とされた。
- (59) 「県史資料所在調査日誌(1)」(神奈川県史編集委員会(編)『神奈川県史研究』創刊号 神奈川県企画調査部県史編集室 1968年)、83頁。
- (60) 県史編集室長より文書課長宛「文書管理規程第75条から第77条までに該当する廃棄文書の引継ぎについて(通知)」(前掲注(57)「昭和42年度廃棄文書目録」所収)。
- (61) 文書課起案文書「保存文書の廃棄協議について(伺い)」(前掲注(57)「昭和43年度廃棄文書目録」所収)。したがって、表3の特別廃棄数に郡役所文書は含まれていない。
- (62) 秘書課起案文書「保存文書の廃棄処分について」(「昭和29～平成元年文書引継について(知事室秘書課)」(当館所蔵 歴史的公文書H25-001-05)所収)。なお、文書管理規程第75条第3項の条文は次の通り。「文書課長及び所の主任は、保存期間を満了しない保存文書であつても、本庁にあつては主務課長との、所にあつては所の主務課長等との協議により、保存の必要がないと認められるものは、本庁にあつては総務部長の、所にあつては所長の決裁を経て廃棄することができる」。
- (63) 秘書課長より文書課長宛「保存文書の廃棄処分について」(前掲注(57)「昭和43年度廃棄文書目録」所収)。
- (64) 前掲注(57)「昭和43年度廃棄文書目録」をもとに作成。人事課、職員課、地方課及

神奈川県立公文書館所蔵郡役所文書の伝来過程に関する一考察

び学事宗教課の4課については「保存文書期間延長調書」を、土木総務課と教職員課の回答は、廃棄文書目録の備考欄を参照。

- (65) 文書課起案文書「保存文書の廃棄処分について(伺い)」(前掲注(57)「昭和43年度廃棄文書目録」所収)。
- (66) 前掲注(59)。
- (67) これらの番号の振り方には明確な規則性が認められない上、重複がなく、所属横断的である。これは、ある時点で文書の内容と業務上の関係が希薄な所属(例えば文書課など)により機械的に番号が振られたことを示している。少なくとも、この廃棄協議の時点では、郡役所文書は各課の保存文書に溶け込んだ状態ではなく、「郡役所文書」という単位で保存・管理されていたことが推定される。
- (68) この時の特別廃棄対象196冊に対し、当館伝存の郡役所文書は187冊である。この差9冊については、県史編集室が引き継がずに文書課において廃棄された、依然として原課において保管されているなどの可能性が考えられるが、今回はこの疑問に対する回答を用意できなかった。
- (69) 前掲注(9)『郡役所文書件名目録』、I頁。

表5 当館所蔵郡役所文書と「昭和43年度廃棄文書目録」の突合結果

番号	請求記号	公文書館所蔵郡役所文書			突合結果			「昭和43年度廃棄文書目録」			記載事項
		郡役所名	表紙記載の簿冊表題	背表紙番号	背表紙番号	年	名称	備考	整理番号	年度	
1	郡-1-1		国道第31号線 潰地調査 久良岐郡 屏風浦村地内	欠	欠	○		189	大正8	国道第31号線潰地調査	土木総務課
2	郡-1-2		大正11年 官有地譲与申請書類 久良岐郡役所	127	○	○		127	大正11	官有地譲与申請書類	土木総務課
3	郡-1-3	久良岐	小学校教員履歴書	120	○	○		120	大正15	小学校教員履歴書	教職員課
4	郡-1-4		自明治44年4月至 小学校教員履歴書除綴(四) 久良岐郡役所	175	○	○		175	明治44	小学校教員履歴書除綴	教職員課
5	郡-1-5		自明治19年9月至43年 吏員進退簿 久良岐郡	64	○	○		64	明治43	吏員進退簿	人事課
6	郡-2-1		明治16年 神社明細帳 橘樹郡庶務掛	122	○	○		122	明治16	神社明細帳	学事宗教課
7	郡-2-2		公有水面埋立出願及開墾出願関係書類 橘樹郡役所	47	○	○		47	明治33	公有水面埋立出願開墾出願関係	土木総務課
8	郡-2-3		自明治33年至明治34年 地理回議録 橘樹郡役所	31	○	○		31	明治34	地理回議	土木総務課
9	郡-2-4	橘樹	明治34年官有土地ニ関スル書類 橘樹郡庶務掛	145	○	×		145	明治44	管有地に関する書類	地方課
10	郡-2-5		[明治45～大正元 橘樹郡役所文書]	130	○	×	表紙・背表紙欠	130	大正1	地理回議	土木総務課
11	郡-2-6		例規録(土木) 橘樹郡役所	137	○	○		137	大正15	土木例規	土木総務課
12	郡-2-7		大正12年 庶務書類(震災無償配給) 永久保存 橘樹郡役所	15	○	○		15	大正12	庶務(震災)	地方課

神奈川県立公文書館所蔵郡役所文書の伝来過程に関する一考察

公文書館所蔵郡役所文書			突合結果			「昭和43年度廃棄文書目録」記載事項						
番号	請求記号	郡役所名	表紙記載の簿冊表題	背表紙番号	年	名称	備考	整理番号	年度	文書件名	保管所属名	
13	郡-2-8	橘樹	大正13年 庶務書類(震災無償配給) 永久保存 橘樹郡役所	20	○	○		20	大正13	庶務(震災)	地方課	
14	郡-2-9		大正15年度 土地買収調査書 国道第1号線 橘樹郡保土ヶ谷町	39	○	○		39	大正15	土地買収調査書	土木総務課	
15	郡-2-10		大正15年度 土地買収調査書 国道第1号線 橘樹郡保土ヶ谷町	5	○	○		5	大正15	土地買収調査書	土木総務課	
16	郡-2-11		自大正13年至大正15年 庶務書類(震災総務関係) 永久保存 橘樹郡役所	14	○	○		14	大正15	庶務(震災)	地方課	
17	郡-2-12		大正12年度 小学校教員履歴書 除籍	48	○	○		48	大正12	小学校教員履歴書	教職員課	
18	郡-2-13		大正12年度 教員進退書類 第一種 第二類 橘樹郡役所	155	○	○		155	大正12	教員進退書類	教職員課	
19	郡-2-14		大正15年6月改 小学校教員履歴書 其四 田島町・大師町	43	○	○		43	大正15	小学校教員履歴書	教職員課	
20	郡-2-15		履歴書綴	108	○	欠		108	大正10	履歴書	人事課	
21	郡-3-1		都筑	明治22年 町村制施行ニ係ル回議録	欠	○	○		93	明治22	町村制施行に係る回議録	地方課
22	郡-3-2			自大正11年度 小学校教員履歴書 除籍 5	49	○	○		49	大正11	小学校教員履歴書	教職員課
23	郡-4-1		三浦	寺院明細帳 三浦郡	150	○	欠		150	大正12	寺院明細帳	学事宗教課
24	郡-4-2	恩給者台帳 三浦郡役所		173	○	欠		173	大正7	恩給者台帳	職員課	

番号	請求記号	公文書館所蔵郡役所文書			突合結果			「昭和43年度廃棄文書目録」記載事項				
		郡役所名	表紙記載の簿冊表題	背表紙番号	背表紙番号	年	名称	備考	整理番号	年度	文書件名	保管所属名
25	郡-4-3		大正3年 土木回議 三浦郡役所	77	○	×	○	背表紙番号はないが、表紙に「77」と記載あり	77	大正7	土木回議	土木総務課
26	郡-4-4		大正4年 土木回議 三浦郡役所	21	○	○	○		21	大正4	土木回議	土木総務課
27	郡-4-5		自大正4年至大正11年 行幸啓日誌 三浦郡役所	157	○	○	○		157	大正11	行幸啓日誌	秘書課
28	郡-4-6		自大正4年至大正11年 行幸啓ニ関スル書類 三浦郡役所	156	○	△	○		156	大正12	行幸啓に関する書類	秘書課
29	郡-4-7		[大正6年 土木回議]	123	○	○	○	表紙欠	123	大正6	土木回議	土木総務課
30	郡-4-8		[大正7年 土木回議]	欠	欠	○	○	表紙・背表紙欠	12	大正7	土木回議	土木総務課
31	郡-4-9	三浦	大正8年(度) 土木回議 郡役所	140	○	○	○		140	大正8	土木回議	土木総務課
32	郡-4-10		大正10年 土木回議 三浦郡役所	24	○	○	○		24	大正10	土木回議	土木総務課
33	郡-4-11		大正11年 土地関係書	欠	欠	○	○	簿冊地面に「大正11年 土木回議」と墨書あり	35	大正11	土木回議	土木総務課
34	郡-4-12		自大正12年7月至大正15年6月 土木地理書類 第1種 三浦郡役所	187	○	○	○		187	大正15	土木地理書類	土木総務課
35	郡-4-13		大正13年 庶務書類 震災関係分 第1種 三浦郡役所	27	○	○	○		27	大正13	庶務(震災)	地方課
36	郡-4-14		自大正14年至大正15年 震災関係 三浦郡役所	66	○	○	×		66	大正15	庶務書類	地方課

神奈川県立公文書館所蔵郡役所文書の伝来過程に関する一考察

番号	請求記号	公文書館所蔵郡役所文書				突合結果				「昭和43年度廃棄文書目録」			記載事項
		郡役所名	表紙記載の簿冊表題	背表紙番号	背表紙番号	年	名称	備考	整理番号	年度	文書件名	保管所属名	
37	郡-4-15		神社明細帳 三浦郡	欠	欠	×	○		71	明治41	神社明細帳	学事宗教課	
38	郡-4-16		田浦町 小学校教員履歴書綴 第一号 三浦郡役所	167	○	欠	○		167	大正15	小学校教員履歴書	教職員課	
39	郡-4-17		浦賀町 久里浜村 小学校教員履歴書綴 第二号 三浦郡役所	96	○	欠	○		96	大正15	小学校教員履歴書	教職員課	
40	郡-4-18		北下浦村 南下浦村 三崎町 初声村 小学校教員履歴書綴 第三号 三浦郡役所	112	○	欠	○		112	大正15	小学校教員履歴書	教職員課	
41	郡-4-19	三浦	衣笠村 武山村 長井村 西浦村 教員履歴書綴 第四号 三浦郡役所	97	○	欠	○		97	大正15	教員履歴書	教職員課	
42	郡-4-20		葉山町 逗子町 小学校教員履歴書綴 第五号 三浦郡役所	91	○	欠	○		91	大正15	小学校教員履歴書	教職員課	
43	郡-4-21		大正15年 小学校教員履歴書綴 三浦郡役所	165	○	○	○		165	大正15	小学校教員履歴書	教職員課	
44	郡-4-22		逗子 田浦 実科高等女学校教員履歴書綴 附幼稚園 三浦郡役所	166	○	欠	○		166	大正15	実科高等女学校教員履歴書	教職員課	
45	郡-4-23		実科高等女学校教員名簿 附幼稚園 三浦郡役所	84	○	欠	○		84	大正14	実科高等女学校教員履歴書	教職員課	
46	郡-4-24		自大正12年至大正13年 退職転任教員履歴書綴 三浦郡役所	42	○	○	○		42	大正13	退職転任教員履歴書	人事課	
47	郡-5-1		明治12年6月30日 神社明細帳 鎌倉郡役所	72	○	○	○		72	明治12	被合併神社明細帳	学事宗教課	
48	郡-5-2		例規録 社寺 鎌倉郡役所	149	○	欠	○		149	明治14 大正12	社寺例規	学事宗教課	

番号	請求記号	公文書館所蔵郡役所文書			突合結果			「昭和43年度廃棄文書目録」記載事項			
		郡役所名	表紙記載の簿冊表題	背表紙番号	背表紙番号	年	名称	備考	整理番号	文書件名	保管所属名
49	郡-5-3	鎌倉	明治20年 地籍台帳 4冊ノ内1 鎌倉郡役所	34	○	×	○		34	地籍台帳	土木総務課
50	郡-5-4		明治20年 地籍台帳 4冊ノ内2 鎌倉郡役所	86	○	○	○		86	地籍台帳	土木総務課
51	郡-5-5		明治20年 地籍台帳 4冊ノ内3 鎌倉郡役所	85	○	○	○		85	地籍台帳	土木総務課
52	郡-5-6		自明治25年5月 県社以下神社神官名簿 鎌倉郡役所	74	○	○	○		74	県社以下神社 官名簿	学事宗教課
53	郡-5-7		明治27年 回議録附録庶務ノ部 銀婚式ニ関スル書類 鎌倉郡役所	162	○	○	○		162	銀婚式に関する 書類	秘書課
54	郡-5-8		(明)治43年 回議綴 土木 鎌倉郡役所	79	○	×	×		79	地理回議	土木総務課
55	郡-5-9		明治43年 町村区会 決議報告綴 8 鎌倉郡役所	欠	欠	○	○		94	町村区会決議報 告	地方課
56	郡-5-10		明治44年 回議綴 土木 鎌倉郡役所	141	○	○	○		141	土木回議	土木総務課
57	郡-5-11		明治45年7月迄 回議綴 土木地理 鎌倉郡役所	192	○	○	○		192	土木地理回議録	土木総務課
58	郡-5-12		自大正元年至大正7年 皇室ニ関スル書類 鎌倉郡役所	163	○	×	×	目録元号は「大 正」の誤りカ	163	皇室に関する書 類	秘書課
59	郡-5-13		鎌倉大本山建長禅寺建築及修繕工事設計図及書類	欠	欠	欠	○		69	鎌倉建長寺建築 修繕工事計画図	学事宗教課
60	郡-5-14		大正4年 御大札ニ関スル書類 鎌倉郡役所	164	○	○	○		164	御大札に関する 書類	秘書課
61	郡-5-15		大正6年 回議綴 土木 鎌倉郡役所	51	○	○	○		51	土木回議	土木総務課

神奈川県立公文書館所蔵郡役所文書の伝来過程に関する一考察

番号	請求記号	公文書館所蔵郡役所文書			突合結果			「昭和43年度廃棄文書目録」記載事項				
		郡役所名	表紙記載の簿冊表題	背表紙番号	背表紙番号	年	名称	備考	整理番号	年度	文書件名	保管所属名
62	郡-5-16		大正8年 回議綴 土木 鎌倉郡役所	30	○	×	○	目録元号は「大正」の誤りカ	30	明治8	土木回議	土木総務課
63	郡-5-17		大正10年(震災前書類半端折) 回議綴 土木 鎌倉郡役所	181	○	○	○		181	大正10	土木回議	土木総務課
64	郡-5-18		大正12年 大正13年 震災書類 庶務 鎌倉郡役所	欠	欠	○	○		102	大正13	震災書類	地方課
65	郡-5-19		大正12年 回議綴 土木 鎌倉郡役所	欠	欠	○	○		180	大正12	土木回議	土木総務課
66	郡-5-20		大正12年度其2(庶乙) 起債書類 (震災ニ因ル忒急施設費無利子債分) 第1種永久保存 鎌倉郡役所	欠	欠	○	○		11	大正12	起債書類	地方課
67	郡-5-21	鎌倉	大正12年 大正13年 震災書類 配給 第1種 鎌倉郡役所	65	○	○	○		65	大正12	震災書類	地方課
68	郡-5-22		大正12年 大正13年 震災恩賜金書類 鎌倉郡役所	61	○	○	○		61	大正13	震災恩賜金書類	地方課
69	郡-5-23		神職名簿 鎌倉郡役所	73	○	欠	○		73	大正15	神職名簿	学事宗教課
70	郡-5-24		大正2年4月現在 小学校教員履歴 書綴 鎌倉郡役所	92	○	○	○		92	大正2	小学校教員履歴 書	教職員課
71	郡-5-25		明治11年ヨリ 書記以下進退 鎌倉郡	58	○	△	○		58	明治22	書記以下進退	人事課
72	郡-5-26		自明治11年至同44年 郡書記以下進退 鎌倉郡	54	○	○	○		54	明治44	郡書記以下進退	人事課
73	郡-5-27		大正3年調製 吏員名簿 鎌倉郡役所	172	○	○	○		172	大正3	吏員名簿	人事課

公文書館所蔵郡役所文書			突合結果			「昭和43年度廃棄文書目録」記載事項							
番号	請求記号	郡役所名	表紙記載の簿冊表題	背表紙番号	背表紙番号	年	名称	備考	整理番号	年度	文書件名	保管所属名	
74	郡-5-28	鎌倉	自大正10年 郡書記以下進退書類 鎌倉郡	53	○	○	○		53	大正10	郡書記以下進退書類	人事課	
75	郡-5-29		大正10年以降 転退職者履歴書綴 鎌倉郡役所	151	○	△	○		151	大正15	転退職者履歴書	人事課	
76	郡-6-1	高座	十七年庶務回議附録 各町村五人組 名簿 高座郡役所	90	○	○	○		90	明治17	庶務回議附録	地方課	
77	郡-6-2		明治28年 土地関係回議	欠	×	×	×	一致なし(目録 整理番号No.25 カ)	-	-	-	-	-
78	郡-6-3		明治32年 地理回議	126	○	○	○	○		126	明治32	地理回議	土木総務課
79	郡-6-4		明治33年 地理回議	147	○	○	○	○		147	明治33	地理回議	土木総務課
80	郡-6-5		明治34年 地理回議	8	○	○	○	○		8	明治34	地理回議	土木総務課
81	郡-6-6		明治35年 地理回議	132	○	○	○	○		132	明治35	地理回議	土木総務課
82	郡-6-7		明治35年 地理回議	欠	欠	△	○			36	明治36	地理回議	土木総務課
83	郡-6-8		明治36年 地理回議	25	○	×	×	整理番号以外は 郡-6-2とほぼ一 致		25	明治28	土地回議	土木総務課
84	郡-6-9		明治37年 地理回議	139	○	○	○	○		139	明治37	地理回議	土木総務課
85	郡-6-10		明治39年 地理回議	22	○	×	×	○		22	明治34	地理回議	土木総務課

神奈川県立公文書館所蔵郡役所文書の伝来過程に関する一考察

番号	請求記号	公文書館所蔵郡役所文書				突合結果				「昭和43年度廃棄文書目録」記載事項			
		郡役所名	表紙記載の簿冊表題	背表紙番号	背表紙番号	背表紙番号	年	名称	備考	整理番号	年度	文書件名	保管所属名
86	郡-6-11		明治39年 地理回議	191	191	○	×	○		191	明治35	地理回議	土木総務課
87	郡-6-12		明治39年 地理回議	196	196	○	○	○		196	明治39	地理回議	土木総務課
88	郡-6-13		明治40年 地理回議	3	3	○	○	○		3	明治40	地理回議	土木総務課
89	郡-6-14		明治41年 地理回議	16	16	○	○	○		16	明治41	地理回議	土木総務課
90	郡-6-15		明治42年 地理回議 高座郡役所	29	29	○	○	○		29	明治42	地理回議	土木総務課
91	郡-6-16		明治42年 地理回議 高座郡役所	125	125	○	○	○		125	明治42	地理回議	土木総務課
92	郡-6-17	高座	明治43年 地理回議	1	1	○	○	○		1	明治43	地理回議	土木総務課
93	郡-6-18		明治44年 地理回議	欠	欠	欠	○	○		33	明治44	地理回議	土木総務課
94	郡-6-19		大正元年 地理回議	104	104	○	○	○		104	大正 1	地理回議	土木総務課
95	郡-6-20		大正2年 地理回議	44	44	○	○	○		44	大正 2	地理回議	土木総務課
96	郡-6-21		大正2年 地理回議	78	78	○	○	○		78	大正 2	地理回議	土木総務課
97	郡-6-22		大正3年 地理回議 官有地ニ関スル部	欠	欠	欠	○	○		148	大正 3	地理回議	土木総務課
98	郡-6-23		大正4年 地理回議 官有地、耕地整理、水車	26	26	○	○	○		26	大正 4	地理、官有地、耕地整理	土木総務課

公文書館所蔵郡役所文書		突合結果				「昭和43年度廃棄文書目録」記載事項					
番号	請求記号	郡役所名	表紙記載の簿冊表題	背表紙番 紙番紙番 号	背表紙番 紙番紙番 号	名称	備考	整理 番号	年度	文書件名	保管所 属名
99	郡-6-24		土木回議(地理)	欠	欠	欠	○		大正5	土木地理回議	土木総務課
100	郡-6-25		大正5年度 土木回議	183	○	○	○		大正5	土木回議	土木総務課
101	郡-6-26		大正6年 地理回議	欠	欠	○	○		大正6	地理回議	土木総務課
102	郡-6-27		大正6年 土木回議	131	○	○	○		大正6	土木回議	土木総務課
103	郡-6-28		大正8年 地理回議	194	○	○	○		大正8	地理回議	土木総務課
104	郡-6-29		大正9年 土木回議 1種2・3・4 類	135	○	○	×		大正9	地理回議	土木総務課
105	郡-6-30	高座	大正9年 土木回議 1種5・6・7 類	128	○	○	○		大正9	土木回議	土木総務課
106	郡-6-31		大正10年 土木回議 1種2類	82	○	○	○		大正10	土木回議	土木総務課
107	郡-6-32		大正11年 土木 第1種第1類・第2 類	100	○	○	○		大正11	土木回議	土木総務課
108	郡-6-33		大正11年 土木 第1種第3類	23	○	△	○		大正12	土木回議	土木総務課
109	郡-6-34		大正11年 土木 第1種3類	193	○	○	○		大正11	土木回議	土木総務課
110	郡-6-35		大正13年度 土地買収調書 国道第 1号線高座郡藤沢町	4	○	○	○		大正13	土地買収調書	土木総務課
111	郡-6-36		大正13年度 土地買収調書 国道第 1号線高座郡藤沢町	45	○	○	○		大正13	土地買収調書	土木総務課

神奈川県立公文書館所蔵郡役所文書の伝来過程に関する一考察

公文書館所蔵郡役所文書			突合結果			「昭和43年度廃棄文書目録」記載事項						
番号	請求記号	郡役所名	表紙記載の簿冊表題	背表紙番号	年	名称	備考	整理番号	年度	文書件名	保管所属名	
112	郡-6-37	高座	大正13年度 土地買収調査書 国道第1号線高座郡藤沢町	7	○	○		7	大正13	土地買収調査書	土木総務課	
113	郡-6-38		大正13年度 土地買収調査書 国道第1号線高座郡藤沢町	41	○	×	○		41	大正15	土地買収調査書	土木総務課
114	郡-6-39		履歴書(郡外転出者)	160	○	欠	○		160	大正15	履歴書	人事課
115	郡-7-1	中	堂宇明細帳 中郡役所	70	○	欠	○		70	明治13	堂宇明細帳	地方課
116	郡-7-2		大正9年度 土木回議 中郡役所	185	○	○	○		185	大正9	土木回議	土木総務課
117	郡-7-3	中	[大正11年 土木回議録]	99	○	○	表紙・背表紙欠		99	大正11	土木回議	土木総務課
118	郡-7-4		履歴書綴 中郡役所	161	○	欠	○		161	大正15	履歴書	人事課
119	郡-8-1	足柄上	明治12年11月調 神社明細帳 原書 足柄上郡役所庶務掛	75	○	○			75	明治12	神社明細帳	学事宗教課
120	郡-8-2		[明治21年]8月(町)村制回議(足柄)上郡役所	欠	欠	△	○	表紙一部欠	98	明治22	町村制回議録	地方課
121	郡-8-3		明治22年 土木回議 12 足柄上郡役所	欠	欠	○	○		129	(明治)22	土木回議	土木総務課
122	郡-8-4		明治23年1月 土木回議 16 足柄上郡役所	182	○	○	○		182	(明治)23	土木回議	土木総務課
123	郡-8-5		明治23年 町村制回議録 足柄上郡役所	188	○	○	○		188	明治23	町村制回議	地方課
124	郡-8-6		明治24年 土木回議 足柄上郡役所	142	○	○	○		142	明治24	土木回議	土木総務課

公文書館所蔵郡役所文書		突合結果			「昭和43年度廃棄文書目録」記載事項							
番号	請求記号	郡役所名	表紙記載の簿冊表題	背表紙番号	背表紙番号	年	名称	備考	整理番号	年度	文書件名	保管所属名
125	郡-8-7		明治28年 土木ニ関スル書類 足柄上郡役所	119	○	○	○		119	明治28	土木に関する書類	土木総務課
126	郡-8-8		明治33年ヨリ明治34年マデ 土木ニ関スル書類 足柄上郡役所	81	○	○	○		81	明治34	土木に関する書類	土木総務課
127	郡-8-9		明治37年 土地書類 足柄上郡役所	195	○	○	○		195	明治37	土地書類	土木総務課
128	郡-8-10		明治38年 土地書類 足柄上郡役所	138	○	○	○		138	明治38	土地書類	土木総務課
129	郡-8-11		明治42年 土地書類 18 足柄上郡役所	190	○	○	○		190	明治42	土地書類	土木総務課
130	郡-8-12		明治44年 土木ニ関スル書類 足柄上郡役所	177	○	×	○	目録整理番号は176の誤りカ(郡-8-17参照)	177	大正5	土地書類	土木総務課
131	郡-8-13	足柄上	明治45年 土地書類 足柄上郡役所	136	○	○	○		136	明治45	土地書類	土木総務課
132	郡-8-14		大正3年 土地書類 7 足柄上郡役所	80	○	×	○	目録元号は「大正」の誤りカ	80	明治3	土地書類	土木総務課
133	郡-8-15		大正3年 土木書類 足柄上郡役所	133	○	○	○		133	大正3	土木書類	土木総務課
134	郡-8-16		大正4年 土地書類 足柄上郡役所	32	○	○	○		32	大正4	土地書類	土木総務課
135	郡-8-17		大正5年 土地書類 足柄上郡役所	176	○	×	×	目録整理番号は178の誤りカ(郡-11-22参照)	176	大正11	土木回議	土木総務課
136	郡-8-18		大正6年 土地書類 足柄上郡役所	143	○	○	○		143	大正6	土地書類	土木総務課

神奈川県立公文書館所蔵郡役所文書の伝来過程に関する一考察

番号	請求記号	公文書館所蔵郡役所文書				突合結果				「昭和43年度廃棄文書目録」			記載事項
		郡役所名	表紙記載の簿冊表題	背表紙番号	背表紙番号	年	名称	備考	整理番号	年度	文書件名	保管所属名	
137	郡-8-19		大正12年 土木土地書類	17	○	○			17	大正12	土木土地書類	土木総務課	
138	郡-8-20		明治12年起大正7年結 吏員進退其他書類 秘密書類 足柄上郡役所	111	○	○			111	大正7	吏員進退その他書類	人事課	
139	郡-8-21		自大正11年度至大正14年度 転任、退職、死亡者 職員履歴書 足柄上郡役所	欠	欠	○			63	大正14	転任、退職死亡、職員履歴書	教職員課	
140	郡-9-1		大正12年 大正13年甲号 土木書類 足柄下郡役所	9	○	○			9	大正12・13	土木書類	土木総務課	
141	郡-9-2		大正13年 秘文書類 足柄下郡役所	50	○	○			50	大正13	秘文書	地方課	
142	郡-9-3		大正13年起(大正9年5月28日県令第56号) 国道府県道及其附属物 占用台帳 足柄下郡役所	60	○	△			60	大正15	国道府県道其の附属物占用台帳	土木総務課	
143	郡-9-4		大正13年度 土地買収調査 国道第1号線 足柄下郡小田原町	46	○	○			46	大正13	土地買収調査	土木総務課	
144	郡-9-5		大正13年度 土地買収調査 国道第1号線 足柄下郡小田原町	40	○	×			40	大正15	土地買収調査	土木総務課	
145	郡-9-6		大正13年度 土地買収調査 国道第1号線 足柄下郡小田原町	37	○	○			37	大正13	土地買収調査	土木総務課	
146	郡-9-7		大正14年度起(除籍之部) 小学校教員台帳 足柄下郡役所	89	○	△			89	大正15	小学校教員台帳	教職員課	
147	郡-9-8		仙石、函嶺、早川、片浦、岩、真鶴、福浦、吉浜、土肥 教員履歴書 足柄下郡役所	56	○	欠			56	大正15	教員履歴書	教職員課	
148	郡-9-9		公立学校 小田原、足柄 教員履歴書 足柄下郡役所	76	○	欠			76	大正15	教員履歴書	教職員課	

公文書館所蔵郡役所文書				突合結果				「昭和43年度廃棄文書目録」記載事項				
番号	請求記号	郡役所名	表紙記載の簿冊表題	背表紙番号	背表紙番号	年	名称	備考	整理番号	年度	文書件名	保管所属名
149	郡-9-10		下中、前羽、国府津、酒匂、大窪、湯本、須雲川、温泉、宮城野 教員履歴書 足柄下郡役所	83	83	欠	○		83	大正15	教員履歴書	教職員課
150	郡-9-11	足柄上	小田原第一、同第二、同第三 教員履歴書 足柄下郡役所	154	154	欠	○		154	大正15	教員履歴書	教職員課
151	郡-9-12		足柄、千代、下曾我 教員履歴書 足柄下郡役所	113	113	欠	○		113	大正15	教員履歴書	教職員課
152	郡-10-1		明治14年・明治15年 諸要書類 愛甲郡	55	55	×	○	目録元号は「明治」の誤りカ	55	大正13	諸要書類	地方課
153	郡-10-2	愛甲	例規録 税務 愛甲郡役所	67	67	欠	○		67	大正14	例規、税務	地方課
154	郡-10-3		自大正4年至同12年 郡吏員進退 愛甲郡	107	107	○	○		107	大正12	郡吏員進退	人事課
155	郡-11-1		町村制実施之際報告 町村會議員選挙録 明治22年4月起	101	101	○	○		101	明治22	町村制施行に伴う町村會議員選挙録	地方課
156	郡-11-2		明治22年 養老下賜金簿 神奈川県津久井郡役所	158	158	○	○		158	明治22	養老下賜金	秘書課
157	郡-11-3	津久井	町村制施行ニ関スル後鑑 自明治22年3月至同年8月7日	88	88	○	○		88	明治22	町村制施行に関する後鑑	地方課
158	郡-11-4		明治29年 行政裁判関係書類 津久井郡役所	欠	欠	○	○		87	明治29	行政裁判関係	地方課
159	郡-11-5		自明治32年至明治38年 水車回議録 津久井郡役所	13	13	○	○		13	明治38	(77) 水車回議録	土木総務課
160	郡-11-6		明治38年1月調製 郡吏員名簿 非現行 神奈川県津久井郡役所	171	171	○	○		171	明治38	郡吏員名簿	地方課

神奈川県立公文書館所蔵郡役所文書の伝来過程に関する一考察

公文書館所蔵郡役所文書		突合結果			「昭和43年度廃棄文書目録」記載事項						
番号	請求記号	郡役所名	表紙記載の簿冊表題	背表紙番号	年	名称	備考	整理番号	年度	文書件名	保管所属名
161	郡-11-7		明治45年 大正元年 土地回議録 津久井郡役所	103	○	○		103	大正1	土地回議録	土木総務課
162	郡-11-8		大正2年 土地回議録 津久井郡役所	184	○	○		184	大正2	土地回議	土木総務課
163	郡-11-9		大正3年 土地回議録 津久井郡役所	179	○	○		179	大正3	土地回議録	土木総務課
164	郡-11-10		大正4年 土地回議録 津久井郡役所	18	○	○		18	大正4	土地回議	土木総務課
165	郡-11-11		大正4年11月 非現任 吏員名簿 津久井郡役所	170	○	○		170	大正4	吏員名簿	地方課
166	郡-11-12		大正5年 2冊ノ内2 土木地理回議録 津久井郡役所	52	○	○		52	大正5	土木地理回議	土木総務課
167	郡-11-13	津久井	大正6年 2冊ノ内1 土木地理回議録 津久井郡役所	116	○	○		116	大正6	土木地理回議	土木総務課
168	郡-11-14		大正6年 2冊ノ内2 土木地理回議録 津久井郡役所	118	○	-		118	-	土木地理回議	土木総務課
169	郡-11-15		大正7年 3冊ノ内1 土木地理回議録 津久井郡役所	144	○	○		144	大正7	土木地理回議	土木総務課
170	郡-11-16		大正7年 3冊ノ内2 土木地理回議録 津久井郡役所	115	○	○		115	大正7	土木回議	土木総務課
171	郡-11-17		大正7年 3冊ノ内3 土木地理回議録 津久井郡役所	146	○	○		146	大正7	土木回議	土木総務課
172	郡-11-18		大正8年 2冊ノ内其1 土木地理回議録 津久井郡役所	28	○	○		28	大正8	土木地理回議	土木総務課
173	郡-11-19		大正8年 2冊ノ内其2 土木地理回議録 津久井郡役所	134	○	○		134	大正8	土木地理回議 ^(注)	土木総務課

公文書館所蔵郡役所文書			突合結果			「昭和43年度廃棄文書目録」記載事項						
番号	請求記号	郡役所名	表紙記載の簿冊表題	背表紙番号	背表紙番号	年	名称	備考	整理番号	年度	文書件名	保管所属名
174	郡-11-20		大正10年 2冊ノ内1 土木回議録 2 津久井郡役所	19	19	○	○		19	大正10	土木地理回議	土木総務課
175	郡-11-21		大正10年 2冊ノ内2 土木回議 津 久井郡役所	186	186	○	○		186	大正10	土木回議	土木総務課
176	郡-11-22		大正11年 2冊ノ内2 土木回議 津 久井郡役所	178	178	○	×	目録整理番号は 177の誤りカ(郡 -8-12参照)	178	明治44	土地に関する書 類	土木総務課
177	郡-11-23		大正11年 土木回議 津久井郡役所	10	10	○	○		10	大正11	土木回議	土木総務課
178	郡-11-24		大正12年 庶務回議 大正12年震災 ニ関スル書類 2冊ノ内1 津久井 郡役所	欠	欠	○	○		68	大正12	庶務回議(震災)	地方課
179	郡-11-25	津久井	大正12年 庶務回議 大正12年震災 ニ関スル書類 2冊ノ内2 津久井 郡役所	2	2	○	○		2	大正12	庶務回議	地方課
180	郡-11-26		大正12年 9月ヨリ 震災救護ニ関ス ル回議 津久井郡役所	110	110	○	○		110	大正12	震災救護	地方課
181	郡-11-27		現任 吏員名簿 津久井郡役所	168	168	○	欠		168	大正15	吏員名簿	地方課
182	郡-11-28		上長房村ヨリ小仏ヲ経テ小原町地 内両道結合点ニ至ル 甲州街道新道 開削工事目論見帳 4冊之内1号 津久井郡役所	38	38	○	欠		38	-	甲州街道新道開 削工事目論見帳	土木総務課
183	郡-11-29		小原町地内両道結合点ヨリ先ハ山 梨県下上野原駅ニ至ル 甲州街道新 道開削工事目論見帳 4冊之内3号 津久井郡役所	6	6	○	欠		6	-	甲州街道新道開 削工事目論見帳	土木総務課

神奈川県立公文書館所蔵郡役所文書の伝来過程に関する一考察

公文書館所蔵郡役所文書				突合結果			「昭和43年度廃棄文書目録」記載事項					
番号	請求記号	郡役所名	表紙記載の簿冊表題	背表紙番号	背表紙番号	年	名称	備考	整理番号	年度	文書件名	保管所属名
184	郡-11-30		自明治14年1月至同21年12月 郡吏員進退 津久井郡	174	○	○	○		174	明治21	郡吏員進退	人事課
185	郡-11-31	津久井	明治21年12月改 郡吏員履歴書 非現 神奈川県津久井郡役所	105	○	○	○		105	明治21	郡吏員履歴書	人事課
186	郡-11-32		自明治24至明治40年 秘身分進退ニ関スル回議6 津久井郡役所	62	○	○	○		62	明治40	身分進退に関する回議	人事課
187	郡-11-33		明治38年6月改 非現任 郡吏員履歴書 神奈川県津久井郡役所	欠	○	○	○		106	明治38	郡吏員履歴書	人事課
188	-	-	<該当文書なし>	-	-	-	-	-	57	大正15	吏員履歴書類	人事課
189	-	-	<該当文書なし>	-	-	-	-	-	109	大正10	郡吏員履歴書	人事課
190	-	-	<該当文書なし>	-	-	-	-	-	152	大正15	履歴書	人事課
191	-	-	<該当文書なし>	-	-	-	-	-	153	明治24	郡吏員進退賞罰	人事課
192	-	-	<該当文書なし>	-	-	-	-	-	159	大正15	郡吏員履歴書	人事課
193	-	-	<該当文書なし>	-	-	-	-	-	59	大正12	庶務(震災)	地方課
194	-	-	<該当文書なし>	-	-	-	-	-	114	明治42	例規土木	土木総務課
195	-	-	<該当文書なし>	-	-	-	-	-	121	大正11	土木回議	土木総務課
196	-	-	<該当文書なし>	-	-	-	-	-	95	大正12	学事書類	教職員課

公文書館所蔵郡役所文書				突合結果			「昭和43年度廃棄文書目録」記載事項					
番号	請求記号	郡役所名	表紙記載の簿冊表題	背表紙番号	背表紙番号	年	名称	備考	整理番号	年度	文書件名	保管所属名
197	-	-	<該当文書なし>	-	-	-	-	-	169	大正15	教員履歴書	教職員課

※「公文書館所蔵郡役所文書」の「表紙記載の簿冊表題」欄の漢数字は、一部を除いて算用数字に改め、表紙が欠けているものについては『郡役所文書件名目録』をもとに補い、〔 〕で表記した。また、一部の文字が欠けているものについて、()で補った箇所がある。

※「突合結果」欄の「○」は一致すると認められるものを、「×」は一致しないものを示す。なお、「年」欄の「△」は、一定の範囲で表記されているものや差が僅差であるものなど、一致する余地があるものを示す。